

旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

この旅行は黒部峡谷鉄道(株) (富山県黒部市黒部峡谷口 11 番地 富山県知事登録旅行業第 3-93 号。以下「当社」という) が企画・実施する旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」という) を締結することとなります。また、旅行条件は、下記によるほか旅行業約款「募集型企画旅行契約の部」によります。

3. 旅行のお申込み

- (1) 旅行の申込は、官製はがきに郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号等必要事項を記入の上お申込み下さい。また電話、FAX 及び、当社ホームページよりお申込みができます。
- (2) 契約は申し込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知し、開催日の 11 日前までに申込書の提出と旅行代金のお支払いをしていただきます。この期間内に旅行代金のお支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱わせていただく場合がございます。(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申し込みをお断りさせていただくことがあります。)

4. 申込条件

- (1) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (3) お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

5. 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- (2) 契約責任者は、開催日の 11 日前までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来を負うことが予測される債務または義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。

6. 最終旅行日程表のお渡し

当社は旅行契約成立後、旅行日程、集合時間・場所、利用運送機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも開催日の前日までにお渡しします。お渡し方法には、郵送でのご案内とします。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金の支払

- (1) 旅行代金は、開催日の11日前までに指定口座へ全額お支払下さい。尚、振込手数料についてはお客様のご負担となります。
- (2) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令等旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときはお客様にあらかじめ速やかに当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明をします。

9. 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送機関等その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

10. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃、食事代及び保険、消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金（各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および開催日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (5) 宿泊機関が課す諸税

12. お客様の旅行の取消について

- (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、速やかにご連絡をお願いします。
- (2) 取り消し料

	①	②	③	④	⑤
取消日 (利用日含まず)	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降から8日前 (②～⑤までに揚げる場合は除く)	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降から日前 (③～⑤までに揚げる場合は除く)	前日	当日 (⑤に揚げる場合は除く)	旅行開始後、無連絡不参加
料金	20%	30%	40%	50%	100%

(3) お客様は下記に該当する場合は、旅行契約を取り消し料なしで解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③天災地変等の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、その恐れが極めて大きいとき

④当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

13. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した年齢・その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②お客様が病気、その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると認められたとき
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ⑤運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
- ⑥最少催行人員に満たないとき

14. 払い戻しについて

- (1) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分にかかる金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の①～④の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。(当社の解除権等—旅行開始前の解除)
- (2) 前項⑤⑥の場合において、振込金額全額を返金いたしますが、お客様にご負担いただいた振込手数料はこの限りではございません。

15. 案内人等

全日程に当社案内人が同行します。案内人の行うサービスの内容は、原則として旅行日程を円滑に実施するために必要な業務とします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため案内人の指示に従っていただきます。また、案内人の指示に従わない場合は、旅行契約を解除することがあります。

16. 特別補償

募集型企画旅行約款別紙特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故等により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について補償金または見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1500万円
- ・入院見舞金：2～20万円
- ・通院見舞金：1～5万円
- ・携行品損害補償金：お客様1名につき、14万7千円（ただし1名、1事故について免責金額（自己負担額）3,000円）

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

18. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、ケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

19. 個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

20. この旅行条件書は、2018年4月1日現在の基準に基づきます。

《旅行企画・実施》

富山県知事登録旅行業第3-93号

黒部峡谷鉄道株式会社

富山県黒部市黒部峡谷口11番地

総合旅行業取扱管理者 下山田 寛